

6.日本政策金融公庫制度資金について

○制度の仕組み 林業の生産量の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を林業
者に対し融資する制度

○取扱機関 日本政策金融公庫、農林中央金庫等

資金種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(R6.5.20 現在) (注 1)	
林業 経営 育成 資金	森林取得 資金	①人工林若しくは天然林改良林又は造林のための土地の取得 ②分収造(育)林契約の変更又は解除による契約相手の方の持分取得	林業を営む個人・法人 生産森林組合 森林組合 森林整備法人 地方公共団体 (ただし、貸付対象は②のみ) (林業経営改善計画の認定を受けることが条件)	1.20 林業経営改善計画の認定を受けた者 0.60～1.20
	育林資金	森林の保育・保護・保全等の育林であって、人工林又は天然林改良林に係るもの(林業基盤整備資金に係るものを除き、育林のために必要な機械、その他の施設の造成・取得・改良を含む)	林業を営む個人・法人 生産森林組合 森林組合	1.20
	生産方式 合理化資金	①林業機械リース料一括前払い費用 ②研修費用 ③経営コンサルタント費用	林業経営改善計画の認定を受けた者	1.35

- ※ 1 貸付利率については、市中金利の動向により毎月20日前後に変更されます。
 詳細は公庫ホームページ(<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>)をご確認ください。
- 2 融資の最低限度額は50万円（農山漁村経営改善対象事業及び災害復旧事業は10万円）であり、転貸の場合はそれを行う組合に対する貸付金に適用されます。
 セーフティネット資金については、限度額は設けられておりません。

償還期間	据置期間	貸付金の限度（注2）	備考
25年以内 ただし、林業経営改善計画の認定を受けた者については 35年以内	25年以内	借入者の負担する額の80%に相当する額または次に掲げる額のいずれか低い額 （森林取得資金） （分収林取得資金） 個人 1,200万円 （7,000万円） 林業を営む法人及び生産森林組合 2億5,000万円 （10億円） 森林組合及び森林整備法人 2億5,000万円 （10億円）	
20年以内	20年以内	※（ ）内は林業経営改善計画認定者 （育林資金） 個人 1,000万円 （特認 3,000万円） ・農業生産法人、林業を営む法人及び生産森林組合 3,000万円 森林組合 4,500万円	
10年以内	2年以内	借入者の負担する額の80%に相当する額	

資金種類		貸付対象事業	貸付対象者	利率(R6.5.20 現在) (注 1)		
				補助	災害	非補助
林業 基盤 整備 資金	造林資金	(1)人工植栽 (2)天然林改良 (3)森林の保育、保護、 保全等の育林 (原則として林齢 30 年以下に係る下刈、除 伐、施肥、雪起こし等) (4)造林用附帯施設 (造林用簡易宿泊施設 、作業道、防火線、 造林用機械等)の設置 または改良	①林業を営む 者(地方公共団 体を含む) ②森林組合、森 林組合連合会、 農業協同組合	1.35 (注 I) 計画 森 林 で 10ha 以 下 1.20	(注 II) 復旧 造林 0.60～ 1.20	1.20 (注 I) 計画 森 林、 森 林 整 備 合 理 化 1.20 林業経 営改善 計画に 基づい て行う 事業 0.60～ 1.20
	樹苗養成 施設資金	(1)樹苗養成施設の造 成・取得・改良・復旧・ 必要最小限度の苗圃 用地の取得 (2)樹苗養成に必要と なる種苗費、肥料費そ の他の費用	①樹苗養成の 事業を営む者 ②森林組合、森 林組合連合会、 農業協同組合、 中小企業等協 同組合	0.60～ 1.20	0.60～ 1.20	0.60～ 1.20
	林道資金	自動車道、軽車道及び これらの附帯施設又は 林業集落排水施設 及び用水施設の造成・ 取得・改良・復旧	①個人・会社で 林業を営む者 ②森林組合、森 林組合連合会、 農業協同組合、 中小企業等協 同組合	1.35 特認(注 I) 森 林 整 備 合 理 化 1.20	0.60～ 1.20	1.20 森 林 整 備 合 理 化 1.20

償還期間	据置期間	貸付金の限度（注2）	備考
(1)補助事業及び公有林造林 30年以内 林業経営改善計画の認定者 40（50）年以内 （注Ⅲ） (2)非補助事業 ア 計画森林（公有林を除く） 35年以内 イ その他 30年以内 林業経営改善計画の認定者 45（55）年以内 （注Ⅲ）	20年以内 林業経営改善計画の認定者 25（35）年以内 （注Ⅲ）	借入者の負担する額の80%に相当する額 ただし、計画森林（注Ⅰ）にあつては90%に相当する額	（注Ⅰ） 計画森林とは、森林経営計画、森林施業計画、林業経営改善計画、要間伐森林、施業実施協定の対象森林、特定保安林を指す。 （注Ⅱ） 復旧造林とは、激災法に関する法律施行令で告示された市町村の区域内で行う造林であり、かつ、森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく事業である。 （注Ⅲ） 長伐期施業を行っている等の要件を満たす場合には（ ）内の長伐の年数が適応される。
15年以内	5年以内	借入者の負担する額の80%に相当する額	樹苗養成施設とは、客土・酸土改良・開墾・灌漑排水施設・堆肥舎・スプリンクラー・薬剤散布機・耕耘機・トラクター・床替機・動力カッター等を指す。
20年以内 林業経営改善計画の認定者 25年以内	3年以内 林業経営改善計画の認定者 7年以内	借入者の負担する額の80%に相当する額 ただし、林業集落排水施設については、借入者の負担する額	（注Ⅰ） 利率の特認が適用させるのは、補助採択に係る利用区域の森林面積500ha未満（林道開設事業実施要領に基づく林業事業は1,000ha未満）

資金種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(R6.5.20 現在) (注 1)	
林業 基盤 整備 資金	利用間伐 推進資金	利用間伐に係る計画 (注 I) に基づいて事業を実施するために必要な資金であり、次の①及び②の資金を併せて貸し付ける場合に限る。 ①利用間伐及び育成 複層林への誘導を目的とした更新伐に必要な資金 ・森林の保育、保護、 保全等の育林 ・造林用附帯施設（作業道、造林用機械等） の設置・改良 ②償還円滑化のための 資金 ・公庫又は民間金融 機関が融通する資金 を借り受けたために 生じた負債の円滑な 支払に必要な資金	林業を営む個人・法人 森林組合 森林整備法人	一般 1.20 森林整備法人 1.20
	伐採調整	保安林の利用伐期齢以上かつ標準伐期齢以下の林齢の立木（森林法第 33 条第 1 項に規定する指定施業要件により、禁伐、択伐に指定を受けている場合、他法令で同様の取扱いを受ける場合、伐採が許可されない場合及び入会林野を除く。）の維持に必要な資金	森林所有者 (個人)	1.20

償還期間	据置期間	貸付金の限度（注 2）	備考
20 年以内	20 年以内	①利用間伐に必要な資金 負担額の 100% ②償還円滑化のための資金 各年度における償還元 金の 90%	(注 I) 利用間伐に係 る計画につい て利用間伐と 更新伐の合計 事業量が 5 年 以 内 で 概 ね 20%以上であ ることが確実 であること。
30 年以内 (注 I)	30 年以内	維持対象立木評価額又は 森林所有者 1 人につき 400 万のいずれか低い額	(注 I) 原則として維 持対象となる 立木の標準伐 期齢から現在 の年齢を差し 引いた年数

資金種類		貸付対象事業	貸付対象者	利率(R6.5.20 現在) (注 1)		
				補助	災害	非補助
林業構造改善事業推進資金		森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱に定める事業計画等に基づいて行う次の施設の造成・取得・改良 ①素材、樹苗、特用林産物の生産、造林、林産物の処理加工、流通、販売に必要な機械その他の施設 ②森林レクリエーション施設 ③林業生産環境施設 ④①～③の施設であって、林業者の共同利用に供するもの	林業を営む個人(注Ⅰ) 林業を営む法人(注Ⅱ) 森林組合、森林組合連合会 中小企業等協同組合(注Ⅲ) 上記に掲げる者がその構成員又はその資本金につき、地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体 (地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。)	1.35	—	1.20
				共同利用 2.35		

償還期間	据置期間	貸付金の限度（注2）	備考
20年以内	3年以内	<p>補助事業の場合は借入者の負担する額の80%に相当する額</p> <p>非補助事業の場合は借入者の負担する額の80%に相当する額又は次の額のいずれか低い額</p> <p>(1) 素材生産に必要な機械その他の施設 2億円</p> <p>(2) 特用林産物の生産に必要な機械その他の施設 個人 2,000万円 法人・団体 5,000万円</p> <p>(3) 林産物の処理加工に必要な機械その他の施設 3億円</p> <p>(4) 林産物の流通又は販売に必要な機械その他の施設 1億5,000万円</p> <p>(5) 森林レクリエーション施設(山村体験交流滞在施設を除く) 1億円</p> <p>(6) (1)～(5)以外の施設 個人 1,300万円 法人・団体 2,600万円</p>	<p>(注I) 林業を営む者とは、育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業者に限る。</p> <p>(注II) 林業を営む法人とは、生産森林組合、農事組合法人、株式会社又は持分会社に限る。</p> <p>(注III) 中小企業等協同組合の場合は、組合員の50%以上が林業を営む者である場合に限る。ただし、非補助事業の場合にあっては、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱の別表2に定める森林整備・林業等振興整備交付金に係る事業又は農山漁村振興交付金実施要領に基づく事業の実施地域において、林業生産物の生産又は組合員の生産する林業生産物を主とする流通、販売若しくは加工を目的とするものに限る。</p>

資金種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(R6.5.20 現在) (注 1)
農 林 漁 業 施 設 資 金	共同利用施設のうち林業施設資金	林産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得	<p>森林組合、農業協同組合及びその連合会 中小企業等協同組合(注 I) 5割法人・団体 農林漁業振興法人</p> <p>一般 1.65</p> <p>林業機械賃貸 1.20</p> <p>災害復旧 0.60~1.20</p>
	主務大臣指定施設のうち林業施設資金	<p>素材、樹苗、特用林産物の生産、造林、林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械、その他の施設</p> <p>森林レクリエーション施設、林業生産環境施設、複合経営施設</p>	<p>林業を営む者 ただし、林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他施設にあつては、林産物処理加工若しくは林産物流通販売を行う林業主業者又は次のいずれかに該当する林業を営む者に限る。</p> <p>①自己所有森林から生産される林産物を主たる原料とする林産物処理加工事業又は林産物流通販売事業を行う者 ②自らが生産する特用林産物を主たる原料とする特用林産物処理加工事業又は特用林産物流通販売事業を行う者 ③「山村地域」において山村振興対策又は過疎対策のほか、林業振興対策の一環として林産物処理加工事業又は林産物流通販売事業を行う者</p> <p>一般 1.20</p> <p>林業経営改善計画 1.20</p> <p>複合経営施設 1.35</p>

償還期間	据置期間	貸付金の限度（注 2）	備考
20 年以内	3 年以内	借入者の負担する額の 80%に相当する額	(注 I) 組合員の 50%以上が、育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業を営む者に限る。
15 年以内	3 年以内	補助、非補助事業等の場合は、借入者の負担する額の 80%に相当する額 農山漁村経営改善対策事業の場合は、借入者の負担する額の 90%に相当する額 又は次の額のいずれか低い額 ①素材生産施設 5,000 万円 特用林産物の生産施設 個人 2,000 万円 法人 5,000 万円 ②林産物処理加工施設 10 億円 ③林産物流通販売施設 3 億円 ④森林レクリエーション施設 1 億円 ⑤その他の施設 300 万円 ⑥複合経営施設 個人 1,000 万円(注 I) 法人 3,000 万円(注 I) ⑦災害復旧(1 施設当たり) 一般 300 万円(注 II) 特認 600 万円(注 II)	(注 I) 林業経営育成資金の育林に係るものと通算し、さらに林地取得及び分収育林取得に係るものと通算した合計額は、個人 1,200 万円、法人 2 億 5000 万円を限度とする。ただし、林業経営改善計画の特例による林地取得又は分収林取得の場合は、通算した合計額は、個人 7,000 万円、法人 10 億円を限度とする。 (注 II) 特認とは、災害復旧に要する費用、資金の調達状況等から融資金額限度を引き上げなければ当該災害復旧事業の実施が困難と認められる場合をいう。

資金種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(R6.5.20 現在) (注 1)		
			補助	災害	非補助
振興山村・過疎地域経営改善資金	<p>県知事の認定を受けた農林漁業経営改善計画又は農林漁業振興計画に基づく次の施設の造成、取得、改良</p> <p>①素材、樹苗、特用林産物の生産、造林若しくは林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設</p> <p>②地域資源整備活用施設（農山漁村ふれあい体験宿泊施設等）</p> <p>③林業生産環境施設</p> <p>④森林レクリエーション施設</p> <p>⑤①～④の施設で農林漁業者の共同利用に供するもの</p>	<p>林業を営む個人</p> <p>林業を営む法人</p> <p>森林組合、農業協同組合及びその連合会</p> <p>5割法人・団体</p> <p>林業振興法人</p>	<p>1.35</p> <p>共同利用 2.35</p>	—	1.20
新規用途事業等資金	<p>特定林産物「間伐材（スギ、ヒノキ、マツ）、しいたけ」について行う次の事業に必要な施設の改良・造成・取得、特許権等の取得、技術導入費等</p> <p>(1) 新規の用途の採用 特定林産物の「新規用途」を企業化・実用化する事業</p> <p>(2) 新品種の採用 加工原材料用の「新品種」を使った製品生産を企業化・実用化する事業</p>	<p>特定林産物を原材料として使用する製造又は加工の事業を営む者で、新規用途事業等に関する計画が適当であると農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が認定したものの</p> <p>資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下の会社及び個人である中小企業者に限る</p>	1.35～1.75		

償還期間	据置期間	貸付金の限度（注2）	備考
25年以内	8年以内	補助事業の場合は借入者の負担する額の80%に相当する額 非補助事業の場合は借入者の負担する額の80%に相当する額又は次の額のいずれか低い額 個人：1,300万円 (2,600万円) 法人：5,200万円 (1億円～5億円) ※（ ）内は特別の場合	
10年超 15年以内	3年以内	借用者の負担する額の80%に相当する額	

資金種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(R6.5.20 現在) (注 1)
中山間地域活性化資金	<p>中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工の事業又は中山間地域の農林水産物若しくはその加工品の集荷、販売、提供の事業であって次に掲げるもの</p> <p>①建物、建築物、機械及び装置並びにこれらに附帯する施設の改良、造成又は取得</p> <p>②試験研究費（人件費含む）等の費用</p> <p>③特許権、実用新案権等の支出</p>	<p>貸付対象事業を営む者で、次の要件を満たす者</p> <p>①中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等が締結されていること</p> <p>②中山間地域の農林水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等が締結されていること</p> <p>③販売の事業を融資対象事業として行う者については、資本金の額及び従業員の数が一定規模を超えていること</p>	<p>加工流通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.7億円まで 0.85～1.25 ・2.7億円超え 1.10～1.50 <p>保健機能増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.7億円まで 0.85～1.25 ・2.7億円越え 1.10～1.50 <p>生産環境施設</p> <p>1.20</p>

償還期間	据置期間	貸付金の限度（注2）	備考
10年超 15年以内	3年以内	借入者の負担する額の80%に相当する額	<p>※貸付の要件</p> <p>①新商品・新技術の研究開発又は利用</p> <p>②需要の開拓を実施することにより、中山間地域の農林畜水産物又はその加工品の調達量を事業実施後（中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は最初の使用後）5年以内におおむね20%以上増加させることが確実と見込まれることが要件となっています。</p>

資金種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(R6.5.20 現在) (注 1)
農林漁業セーフティネット資金	<p>次に掲げる理由により資金を必要とする林業者の経営の維持に必要な資金</p> <p>①災害により被災を受けた林業経営の再建</p> <p>②法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた林業経営の維持安定</p> <p>③社会的又は経済的環境の変化その他林業を営む者の責めに帰すことが出来ない事由により次に掲げるいずれかの経営状況になっている場合の林業経営の維持安定</p> <p>ア 林業粗利益が前期に比し10%以上減少</p> <p>イ 所得率又は純利益額が前期に比し悪化</p> <p>ウ 売掛金等債権の回収条件等取引条件の悪化</p> <p>エ 社会的要因による一時的な林産物価格の低下等</p> <p>オ 社会的要因による一時的な資材等の調達が困難となった場合</p> <p>カ 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障</p> <p>キ 林産物の販売先等取引先の倒産による資材等の仕入れに支障</p>	<p>①林業経営改善計画認定者（個人、株式会社及び持分会社に限る。）</p> <p>②林業者であつて、林業所得が総所得(法人(株式会社、持分会社)にあつては、総売上高)の過半を占めているもの、又は林業粗利益が200万円以上(法人にあつては、1,000万円以上)であるもの</p> <p>③林業経営開始後3年以内のもの</p>	0.60～1.05

償還期間	据置期間	貸付金の限度（注2）	備考
15年以内	3年以内	<p>600万円</p> <p>(林業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合にあつては、年間経営費の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)</p>	